

販売代行規約

遠山行政書士事務所（以下「甲」という）は、甲が運営する契約書雛形販売代行サービス（以下「本サービス」という）を提供するにあたり、甲及びパートナーの皆様（以下「乙」という）に遵守事項として以下の規約（以下「本規約」という）を定める。

第1条（目的）

甲は、乙が保持する契約書雛形を乙に代わって販売するために、この契約書雛形の販売に特化したホームページ（以下「専門サイト」という）を制作し、その継続的運営を行う。

2、甲は専門サイトの運営を通じて広く契約書雛形販売のための広告を行う。

3、甲は契約書雛形を消費者に販売し、その売上から販売手数料を控除した金額を乙に支払うものとする。

4、消費者が契約書雛形についての質問や問合せをする場合は、定められたサポート期間に限り乙が対応する。このサポートは電話もしくは電子メールに限定する。

第2条（用語の定義）

本規約において、各用語は次のような意味を有するものとします。

契約書雛形

一般消費者に販売することを目的とした、乙が作成した特定分野の契約書の雛形（テンプレート）のことをいう。これを購入した消費者が自由に加工・編集できるようにWORDファイルで提供する。

逐条解説書

契約書雛形を消費者が活用する際に、条項ごとに解説を加えて参照できる文書のことをいう。乙が作成するものとする。

パートナー

各種分野での契約書雛形と逐条解説書を作成し、本規約に基づいて甲に販売代行を委託する専門家のことをいう。

ホームページ

ホームページとは、HTMLやCGI、JAVAスクリプト等の言語により、ハイパーテキスト化され、インターネット上で文字や画像などを表示する機能を持ったシステムをい

う。

専門サイト

乙が保持する契約書雛形を一般消費者に販売するために、甲が制作する特定分野の情報に特化したホームページのことをいう。

販売手数料

乙が保持する契約書雛形を甲が代行販売するにあたり、甲がその営業の対価として受け取る報酬のことをいう。

SEO対策

本規約でのSEO (SeachEngineOptimaized) 対策とは、検索エンジンの YAHOO!JAPAN および Google に関して、甲乙の協議で設定したキーワードについて、比較的上位に専門サイトを表示させることをいう。尚、本契約では検索エンジンについて表示順位の保証をするものではない。

キーワード

キーワードとは、当該専門サイトにおいて最も重要な広告的価値を持つ単語とする。

第3条 (規約の適用および変更)

本規約は、甲と乙間での一切の本件サービスに関して適用されるものとする。

2、甲は、本規約を随時変更することができ、その場合には本契約の内容は、変更後の規約を適用するものとする。

3、甲は、前項の変更を行う場合、原則として5日以上予告期間をおいて、変更後の規約の内容を甲のサイトに掲載もしくは電子メールによる通知を行うものとする。但し、急を要しまたは既存のパートナーの利用条件の不利益な変更を伴わないと判断したときは、この限りではない。

第4条 (通知方法)

甲から乙に対する通知は、本規約に特に定めない限り、契約締結時に登録した乙の電子メールアドレス宛に、電子メールを送信する方法により行う。

2、甲が乙に対して前項記載の方法により通知した場合において、甲からの通知が乙に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、甲は一切責任を負わない。

第5条 (専門サイトの制作と運営)

甲は契約書雛形販売代行（専門サイト制作）の依頼があった場合は、フォームに記載された内容を検討して選考を行い、契約の可否を通知する。選考の基準や理由については開示しない。

2、甲と乙が本契約の締結に同意したときは、甲は乙に専門サイト制作に必要なアンケート項目を送信する。乙がこのアンケート項目に回答し、かつ契約書雛形と逐条解説書のファイルを甲に送信した段階で、甲は専門サイトの制作に着手する。

3、専門サイトの仕様は5ページから10ページ程度で、甲が契約するレンタルサーバー内に公開する。独自ドメインやトップディレクトリでの公開を保証するものではない。

4、専門サイトの制作は着手より10日を目処に完成させ公開する。

5、専門サイトはSEO対策を考慮した設計をするが、検索エンジンでの上位表示を保証するものではない。また、有料広告を使用した宣伝活動は行わない。但し、乙の希望により乙の負担で有料広告を実施する場合は、これを妨げるものではない。

6、専門サイトのアクセス数および契約書雛形の売上高については保証をするものではない。

7、専門サイトの制作は甲の負担で行い、乙に費用請求は行わない。

8、専門サイトが完成したときに、甲は乙にメールで通知を行う。その通知から7日以内に2回まで乙は専門サイトの修正依頼をすることが出来る。但し、修正はテキストや画像に限定し、デザインなどサイト全体に変更が及ぶものは受け付けない。

第6条（競業禁止）

甲は既存のパートナーが提供する契約書雛形と同一分野の契約書の専門サイトは制作しないものとする。また、既に専門サイトを構築している契約書雛形については新たに募集をしない。

2、乙は、甲の文書による許可のない限り、インターネット上で本件契約書雛形を販売してはならない。

第7条（契約書雛形の販売価格）

乙が甲に販売を委託する契約書雛形の販売価格は、甲乙の協議によって決定する。

第8条（販売手数料）

契約書雛形の販売価格の40%に相当する金額を販売手数料と定める。

第9条（契約書雛形の販売）

契約書雛形は専門サイトにて販売を行い、専門サイトのフォームより注文があったときは、甲が消費者に販売対価を甲の指定口座に入金するよう請求する。

2、消費者が指定口座に入金をしたことを確認次第、甲は乙より受領した契約書雛形と

逐条解説書をメール添付にて消費者へ納品する。

第10条（販売手数料の支払）

甲は、毎月末日を締切とし、当月分の契約書雛形の売上と販売手数料の計上を行う。そして、翌月10日までに乙の指定口座へ販売手数料を支払う。但し、当月に売上が生じなかったときは、乙への支払いも発生しない。

第11条（サポート）

専門サイトでは、契約書雛形の納品日から14日間を無償相談期間と表記する。この消費者に対しての無償相談期間中の電話もしくは電子メールによる相談対応は乙の負担とする。

2、乙が相談対応中に、消費者の要望により相談期間の延長や契約書の作り込みの依頼があったときは、乙の判断で有償にて受託することを妨げない。この場合の報酬については、甲は販売手数料の請求を行わない。

第12条（契約期間）

本契約の契約期限は、契約日より1年間とし、契約期限の1か月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとする。

第13条（契約終了後の扱い）

本契約を解除する場合は、甲は乙から受領した契約書雛形と逐条解説書を破棄し、いかなる二次使用もしないものとする。

2、本契約の解除後も、甲は専門サイトから乙の情報を削除した上で運営を継続することができる。甲は、乙が作成した契約書雛形の販売権は喪失するため、乙以外の第三者の契約書雛形を募集し、該当の専門サイトの運営を継続することができる。

第14条（契約書雛形の著作権）

乙が作成した契約書雛形と逐条解説書の著作権は乙に帰属する。

2、専門サイトにより販売した契約書雛形は、その購入者が自由に改変して活用できるものとする。但し、著作者人格権は乙に帰属することを専門サイトに明記する。

第15条（専門サイトの著作権）

専門サイトの著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は甲に帰属する。

第16条（個人情報保護）

甲及び乙は、本業務により知り得た個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならない。

2 甲及び乙は、個人情報を委託先等に配布する際は、事前に相手方の承諾を得なければならない。

第17条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の秘密を、本契約に定める目的以外に第三者に漏洩し、利用してはならないものとする。これは本契約終了後も同様とする。

2 前項にかかわらず、契約時に既に公開となっている情報及び相手方の許可を得た情報、独自に開発または取得した情報についてはこの限りではない。

第18条（契約終了時の取り扱い）

本契約終了後も、甲及び乙は引き続き5年間、本契約により知り得た相手方の秘密を同様に管理しなければならない。

第19条（権利の質入及び譲渡）

甲及び乙は、本契約において保有する権利及び義務の全部又は一部を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡及び質入することができない。

第20条（権利放棄）

甲及び乙の一方が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを甲乙双方は確認する。

2 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利を持つ契約当事者が書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第21条（債務不履行）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、書面による通知により本契約を解除することができる。但し、違反内容に関し相手方に正当な事由がある場合はこの限りではない。

第22条（期限の利益喪失）

甲及び乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

一 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、

整理、会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたとき、または第三者からこれらの申立てがなされたとき

二 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき

三 公租公課の滞納処分を受けたとき

四 その他相手方に前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第23条（損害賠償）

甲及び乙は、契約違反等により相手方に対して与えた損害の実費を賠償する義務を負う。

第24条（不可抗力）

本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

一 自然災害

二 伝染病

三 戦争及び内乱

四 革命及び国家の分裂

五 暴動

六 火災及び爆発

七 洪水

八 政府機関による法改正

九 その他前各号に準ずる非常事態

2 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第25条（合意管轄）

本契約につき甲及び乙に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとする。

2 本契約につき裁判上の争いとなったときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意する。

第26条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

（附則）本規約は2008年7月1日に定めた規約であり、同日から適用されます。